

# 景観法に基づく公共事業等に係る通知取扱要領

福島市都市政策部都市計画課  
平成30年2月1日制定

## (目的)

第1条 この要領は、国の機関又は地方公共団体（以下「国の機関等」という。）が景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により定めた福島市景観まちづくり計画（以下「景観計画」という。）の区域内において実施する公共事業又は公共施設の整備（以下「公共事業等」という。）について、法第16条第5項及び第6項の規定に基づく行為の通知等について必要な事項を定め、良好な景観の形成に寄与することを目的とする。

## (対象事業)

第2条 法第16条第5項の規定により市長への通知が必要な事業（以下「対象事業」という。）は、別表第1に定める行為に係る事業とする。ただし、別表第2に定める行為については、この限りでない。

## (行為の通知)

第3条 国の機関等は、対象事業を実施しようとするときは、景観計画区域における行為の（変更）通知書（様式第1号）に位置図及び別表第3に定める図書を添付し、市長に通知するものとする。

2 前項の規定は、対象事業の変更について準用する。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

3 国の機関等が自ら景観検討を行い、景観計画との適合が認められる場合には、当該検討内容が分かる図書を添付することにより、添付の必要な図書の一部を省略することができる。

## (審査結果の通知)

第4条 市長は、前条の規定により通知があった場合において、法第16条第6項の規定に基づく協議が必要であると認めるときは、当該国の機関等に対し協議書（第2号様式）により協議を求めるものとする。

## (景観配慮についての措置の協議)

第5条 前条の規定により協議を求められた国の機関等は、景観への配慮について市長と協議するものとする。

2 協議を行った国の機関等は、協議の結果行うこととなった措置について、協議事項措置報告書（第3号様式）に当該措置内容が分かる図書を添付し、市長に報告するものとする。

## (雑則)

第6条 この要領に定めるもののほか、行為の通知等に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

## 附 則

### (施行期日)

1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

1 法第16条第1項第1号関係

行為の種類	規模
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	高さ <b>10m</b> を超えるもの又は建築面積 <b>1,000㎡</b> を超えるもの

2 法第16条第1項第2号関係

行為の種類	規模	
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	イ 擁壁、垣（生垣を除く。）、さく、塀その他これらに類するもの	高さ <b>5m</b> を超えるもの
	ロ 鉄筋コンクリート造の柱、金属製の柱、木柱その他これらに類するもの（トに掲げるものを除く。）	高さ <b>10m</b> を超えるもの
	ハ 煙突、排気塔その他これらに類するもの	
	ニ 電波塔、物見塔、風車その他これらに類するもの	
	ホ 高架水槽、冷却塔、パラボラアンテナその他これらに類するもの	
	ヘ 彫像、記念碑その他これらに類するもの	高さ <b>20m</b> を超えるもの
	ト 電気供給のための電線路又は有線電気通信のための線路の支持物	
	チ 石油、ガス、穀物、飼料等の貯蔵又は処理の用に供する施設	高さ <b>10m</b> を超えるもの又は築造面積 <b>1,000㎡</b> を超えるもの
リ コンクリートプラント、アスファルトプラントその他これらに類する製造施設		
ヌ ごみ処理施設、し尿処理施設、汚水処理施設その他これらに類する処理施設		
ル 高架道路、歩道橋その他これらに類するもの		
ヲ 観覧車、ジェットコースター、メリーゴーラウンドその他これらに類する遊戯施設		
ワ 自動車の駐車のために供する立体的な施設	パネル面積の合計 <b>1,000㎡</b> を超えるもの	
カ 太陽光パネル(土地に自立して設置するものに限る。)		

3 法第16条第1項第3号関係

行為の種類	規模
開発行為（都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為をいう。）	面積 <b>10,000㎡</b> を超えるもの

4 条例第12条関係（法第16条第1項第4号関係）

行為の種類	規模
土石の採取、鉱物の掘採その他の <b>土地の形質の変更</b>	面積 <b>10,000㎡</b> を超えるもの
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の <b>物件の堆積</b>	高さ <b>3m</b> を超えるもの又は堆積の用に供される土地の面積 <b>500㎡</b> を超えるもの

別表第2 (第2条関係)

1	<p><b>景観法に定められた届出を要しない行為【景観法第16条第7項第1号～10号】</b></p> <p>(1) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの【景観法施行令第8条】</p> <p>①地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等</p> <p>②仮設の工作物の建設等</p> <p>③次に掲げる木竹の伐採</p> <p>ア 除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採</p> <p>イ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採</p> <p>ウ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採</p> <p>エ 仮植した木竹の伐採</p> <p>オ 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採</p> <p>④法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為</p> <p>⑤建築物の存する敷地内で行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの</p> <p>ア 建築物の建築等</p> <p>イ 工作物（当該敷地に存する建築物に附属する物干場、道路(私道を除く。)から容易に望見されることのない物干場その他の工作物、消火設備を除く。）の建設等</p> <p>ウ 木竹の伐採</p> <p>エ 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積（高さ1.5m以下のものを除く。）</p> <p>オ 特定照明 （*建築物や工作物等の外観に対して、その形態・意匠を演出するためのライトアップなど）</p> <p>⑥農業、林業又は漁業を営むために行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの</p> <p>ア 建築物の建築等</p> <p>イ 高さが1.5mを超える貯水槽、飼料貯蔵タンクその他これらに類する工作物の建設等</p> <p>ウ 用排水施設（幅員が2m以下の用排水路を除く。）又は幅員が2mを超える農道若しくは林道の設置</p> <p>エ 水面の埋立て又は干拓</p> <p>(2) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為</p> <p>(3) 景観重要建造物について、法第22条第1項の規定による許可を受けて行う行為</p> <p>(4) 景観計画に法第8条第2項第4号ロに掲げる事項が定められた景観重要公共施設の整備として行う行為</p> <p>(5) 景観重要公共施設について、法第8条第2項第4号ハ(1)から(7)までに規定する許可（景観計画にその基準が定められているものに限る。）を受けて行う行為</p> <p>(6) 法第55条第2項第1号の区域内の農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域をいう。）内において同法第15条の2第1項の許可を受けて行う同項に規定する開発行為</p> <p>(7) 国立公園又は国定公園の区域内において、法第8条第2項第4号ホに規定する許可（景観計画にその基準が定められているものに限る。）を受けて行う行為</p> <p>(8) 法第61条第1項の景観地区内で行う建築物の建築等</p> <p>(9) 景観計画に定められた工作物の建設等の制限のすべてについて法第72条第2項の景観地区工作物制限条例による制限が定められている場合における当該景観地区内で行う工作物の建設等</p> <p>(10) 地区計画等（都市計画法第4条第9項に規定する地区計画等をいう。以下同じ。）の区域（地区整備計画（同法第12条の5第2項第1号に規定する地区整備計画をいう。法第76条第1項において同じ。）、特定建築物地区整備計画（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第32条第2項第1号に規定する特定建築物地区整備計画をいう。法第76条第1項において同じ。）、防災街区整備地区整備計画（同法第32条第2項第2号に規定する防災街区整備地区整備計画をいう。法第76条第1項において同じ。）、歴史的風致維持向上地区整備計画（地域に</p>
---	---

	<p>における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）第31条第2項第1号に規定する歴史的風致維持向上地区整備計画をいう。法第76条第1項において同じ。）、沿道地区整備計画（幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和55年法律第34号）第9条第2項第2号に規定する沿道地区整備計画をいう。法第76条第1項において同じ。）又は集落地区整備計画（集落地域整備法（昭和62年法律第63号）第5条第3項に規定する集落地区整備計画をいう。法第76条第1項において同じ。）が定められている区域に限る。）内で行う土地の区画形質の変更、建築物の新築、改築又は増築その他の政令で定める行為</p>																					
2	<p><b>政令</b>で定める届出を要しない行為【景観法第16条第7項第11号：景観法施行令第10条】</p> <p>(1) 景観計画に定められた開発行為又は第22条各号に掲げる行為の制限のすべてについて法第73条第1項又は第75条第2項の規定に基づく条例で第22条第3号イ又はロ（第24条において準用する場合を含む。）の制限が定めている場合におけるこれらの条例の規定による許可又は協議に係る行為</p> <p>(2) 景観計画に定められた建築物の建築等又は工作物の建設等の制限のすべてについて法第75条第1項の規定に基づく条例で第23条第1項第1号の制限が定められている場合における当該準景観地区内で行う建築物の建築等又は工作物の建設等</p> <p>(3) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第43条第1項若しくは第125条第1項の許可若しくは同法第81条第1項の届出に係る行為、同法第167条第1項の通知に係る同項第6号の行為若しくは同法第168条第1項の同意に係る同項第1号の行為又は文化財保護法施行令（昭和50年政令第267号）第4条第2項の許可若しくは同条第5項の協議に係る行為</p> <p>(4) 屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第4条又は第5条の規定に基づく条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置</p>																					
3	<p><b>条例</b>で定める届出を要しない行為【景観法第16条第7項第11号：福島市景観条例第17条】</p> <p>(1) 法第16条第1項第1号から第3号まで又は第12条各号に掲げる行為のうち、次に掲げる当該行為の種類に応じた規模のもの</p> <p>①法第16条第1項第1号関係</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>行為の種類</th> <th>規模</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更</td> <td>高さ10m以下かつ 建築面積1,000㎡以下のもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>②法第16条第1項第2号関係</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>行為の種類</th> <th>規模</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更</td> <td>イ 擁壁、垣（生垣を除く。）、さく、塀その他これらに類するもの</td> <td>高さ5m以下のもの</td> </tr> <tr> <td>ロ 鉄筋コンクリート造の柱、金属製の柱、木柱その他これらに類するもの（トに掲げるものを除く。）</td> <td rowspan="4">高さ10m以下のもの</td> </tr> <tr> <td>ハ 煙突、排気塔その他これらに類するもの</td> </tr> <tr> <td>ニ 電波塔、物見塔、風車その他これらに類するもの</td> </tr> <tr> <td>ホ 高架水槽、冷却塔、パラボラアンテナその他これらに類するもの</td> </tr> <tr> <td>ヘ 彫像、記念碑その他これらに類するもの</td> <td rowspan="3">高さ20m以下のもの</td> </tr> <tr> <td>ト 電気供給のための電線路又は有線電気通信のための線路の支持物</td> </tr> <tr> <td>チ 石油、ガス、穀物、飼料等の貯蔵又は処理の用に供する施設</td> <td rowspan="3">高さ10m以下かつ 築造面積1,000㎡以下のもの</td> </tr> <tr> <td>リ コンクリートプラント、アスファルトプラントその他これらに類する製造施設</td> </tr> <tr> <td>ヌ ごみ処理施設、し尿処理施設、汚水処理施設その他これらに類する</td> </tr> </tbody> </table>	行為の種類	規模	建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	高さ10m以下かつ 建築面積1,000㎡以下のもの	行為の種類	規模	工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	イ 擁壁、垣（生垣を除く。）、さく、塀その他これらに類するもの	高さ5m以下のもの	ロ 鉄筋コンクリート造の柱、金属製の柱、木柱その他これらに類するもの（トに掲げるものを除く。）	高さ10m以下のもの	ハ 煙突、排気塔その他これらに類するもの	ニ 電波塔、物見塔、風車その他これらに類するもの	ホ 高架水槽、冷却塔、パラボラアンテナその他これらに類するもの	ヘ 彫像、記念碑その他これらに類するもの	高さ20m以下のもの	ト 電気供給のための電線路又は有線電気通信のための線路の支持物	チ 石油、ガス、穀物、飼料等の貯蔵又は処理の用に供する施設	高さ10m以下かつ 築造面積1,000㎡以下のもの	リ コンクリートプラント、アスファルトプラントその他これらに類する製造施設	ヌ ごみ処理施設、し尿処理施設、汚水処理施設その他これらに類する
行為の種類	規模																					
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	高さ10m以下かつ 建築面積1,000㎡以下のもの																					
行為の種類	規模																					
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	イ 擁壁、垣（生垣を除く。）、さく、塀その他これらに類するもの	高さ5m以下のもの																				
	ロ 鉄筋コンクリート造の柱、金属製の柱、木柱その他これらに類するもの（トに掲げるものを除く。）	高さ10m以下のもの																				
	ハ 煙突、排気塔その他これらに類するもの																					
	ニ 電波塔、物見塔、風車その他これらに類するもの																					
	ホ 高架水槽、冷却塔、パラボラアンテナその他これらに類するもの																					
ヘ 彫像、記念碑その他これらに類するもの	高さ20m以下のもの																					
ト 電気供給のための電線路又は有線電気通信のための線路の支持物																						
チ 石油、ガス、穀物、飼料等の貯蔵又は処理の用に供する施設		高さ10m以下かつ 築造面積1,000㎡以下のもの																				
リ コンクリートプラント、アスファルトプラントその他これらに類する製造施設																						
ヌ ごみ処理施設、し尿処理施設、汚水処理施設その他これらに類する																						

		処理施設 ル 高架道路、歩道橋その他これらに類するもの ヲ 観覧車、ジェットコースター、メリーゴーラウンドその他これらに類する遊戯施設 ワ 自動車の駐車のために供する立体的な施設 カ 太陽光パネル(土地に自立して設置するものに限る。)	パネル面積の合計1,000㎡以下のもの
		③法第16条第1項第3号関係	
		行為の種類	規模
		開発行為(都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第12項に規定する開発行為をいう。)	面積10,000㎡以下のもの
		④条例第12条関係(法第16条第1項第4号関係)	
		行為の種類	規模
		土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	面積10,000㎡以下のもの
		屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	高さ3m以下かつ堆積の用に供される土地の面積500㎡以下のもの
(2)	(1)に掲げるもののほか、法第16条第1項第1号及び第2号に掲げる行為のうち、良好な景観の形成を図る上で支障を及ぼすおそれが少ないものとして規則で定める規模のもの【福島市景観条例施行規則第5条】 ①建築物又は工作物の増築若しくは改築のうち、その行為に係る部分の建築面積又は築造面積が既存の面積の2割以下のもの ②建築物又は工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更のうち、その行為に係る部分の見付面積が既存の見付面積の2割以下のもの		
(3)	法令に基づく許可、認可、認定、承認又は届出に係る行為で、次に掲げるもの ①自然公園法(昭和32年法律第161号)第10条第3項若しくは第6項(同法第16条第4項で準用する場合を含む。)又は第16条第3項の認可、同法第20条第3項又は第21条第3項の許可、同法第33条第1項の規定による届出及び同法第39条第3項若しくは第6項(同法第41条第4項で準用する場合を含む。)又は第41条第3項の認定に係る行為 ②文化財保護法(昭和25年法律第214号)第43条の2第1項又は第127条第1項の規定による届出に係る行為 ③福島県立自然公園条例(昭和33年福島県条例第23号)第10条第3項又は第6項の認可、同条例第21条第3項の許可、同条例第31条第1項の規定による届出及び同条例第37条第3項又は第6項の認定に係る行為 ④福島県文化財保護条例(昭和45年福島県条例第43号)第11条第1項又は第27条第1項の許可及び同条例第9条第1項(同条例第28条で準用する場合を含む。)、第20条又は第21条第1項の規定による届出に係る行為 ⑤福島市文化財保護条例(昭和34年条例第7号)第11条第1項の規定による承認に係る行為		
(4)	法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為		
(5)	道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されない場所において行われる行為		
(6)	農林漁業を営むために行われる土地の開墾及び森林の皆伐		
(7)	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積のうち、当該堆積をする日から起算して90日以内に除却することがあらかじめ確実であるもの		

別表第3（第3条関係）

行為の種類	図面等の種類	明示すべき事項	備考
建築物及び工作物	付近見取図	<ul style="list-style-type: none"> <li>方位</li> <li>周辺道路</li> <li>目標となる地物</li> <li>行為の場所</li> </ul>	
	配置図	<ul style="list-style-type: none"> <li>方位及び縮尺</li> <li>敷地内の通知に係る建築物等及び既存建築物等の位置</li> <li>建築面積又は築造面積（面積表）</li> <li>樹木、張り芝等の位置</li> <li>屋外に設置する設備及び外構施設の位置</li> <li>広告塔又は広告板の位置</li> <li>現況写真の撮影の位置及び方向</li> </ul>	
	各階平面図	<ul style="list-style-type: none"> <li>方位、縮尺及び寸法</li> </ul>	
	立面図（4面以上）	<ul style="list-style-type: none"> <li>縮尺、寸法及び見付面積</li> <li>外壁及び屋根の材料及び色彩（色彩はマンセル値で示す。）</li> <li>各色彩を使用する面積及び見付面積に対する割合</li> <li>広告塔又は広告板の位置及び形状</li> </ul>	移転、外観の模様替、色彩の変更の場合は、カラー写真に代えることができる。
	現況写真	<ul style="list-style-type: none"> <li>行為の場所及び付近の現況（遠景、近景から撮影）</li> </ul>	カラー写真とする。
開発行為及び土地の形質変更	付近見取図	<ul style="list-style-type: none"> <li>方位</li> <li>周辺道路</li> <li>目標となる地物</li> <li>行為の場所</li> </ul>	
	現況図	<ul style="list-style-type: none"> <li>方位及び縮尺</li> <li>行為の場所及び付近の土地利用の現況</li> <li>現況写真の撮影の位置及び方向</li> </ul>	
	計画図	<ul style="list-style-type: none"> <li>方位及び縮尺</li> <li>行為後の法面及び擁壁その他の構造物の位置</li> <li>行為後の土地利用及び緑化の方法</li> </ul>	
	計画断面図	<ul style="list-style-type: none"> <li>行為前後における地盤面及び擁壁その他の構造物の位置</li> </ul>	
	現況写真	<ul style="list-style-type: none"> <li>行為の場所及び付近の現況（遠景、近景から撮影）</li> </ul>	カラー写真とする。
物件の堆積	付近見取図	<ul style="list-style-type: none"> <li>方位</li> <li>周辺道路</li> <li>目標となる地物</li> <li>行為の場所</li> </ul>	
	配置図	<ul style="list-style-type: none"> <li>方位及び縮尺</li> <li>集積又は貯蔵の位置</li> <li>遮へい物の位置</li> <li>写真の撮影の位置及び方向</li> </ul>	
	立面図	<ul style="list-style-type: none"> <li>縮尺及び寸法</li> <li>集積又は貯蔵された物品の形状</li> <li>遮へい物の種類、形状及び色彩</li> </ul>	集積、貯蔵された物品と遮へい物の位置関係を明示すること。
	現況写真	<ul style="list-style-type: none"> <li>行為の場所及び付近の現況（遠景、近景から撮影）</li> </ul>	カラー写真とする。

備考

「見付面積」とは、建築基準法上の張り間方向又はけた行方向の鉛直投影面積をいう。

景観計画区域における行為の（変更）通知書

第 号  
年 月 日

福島市長

通知者名 ○○○○事務所長  
○○○市△△部長 等

景観法第16条第5項の規定により、次のとおり通知します。

行為の種類	事業名	行為の場所	着手予定月	完了予定月	行為の概要	景観検討
(例) ①	(例) ○○建築本体工事	(例) 福島市○○字 ○○地内	(例) 令和元 年7月	(例) 令和2年 3月	(例) 建築面積A=1,200㎡ 高さH=15m	(例) ④

【記入上の注意】

- 1 「行為の種類」には、実施する行為を下記より選択して番号を記載して下さい。  
※『【参考】公共事業等に係る通知の対象となる行為のイメージ』を参考に選択して下さい。

- ① 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更  
② 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更  
③ 開発行為（都市計画法第4条第12項に規定する開発行為）  
④ 土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 ※略称は「土地の形質変更」という。  
⑤ 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 ※略称は「物件の堆積」という。

- 2 「事業名」には、当該行為を行う工事名称等を記載して下さい。  
3 「行為の場所」には、行為の箇所を記載して下さい。  
4 「着手予定月」には、工事に着手する予定の年月を記載して下さい。  
5 「完了予定月」には、工事が完了する予定の年月を記載して下さい。  
6 「行為の概要」には、高さ、面積等を記載して下さい。  
7 「景観検討」には、景観検討を行った場合は、根拠を下記より選択して記載して下さい。  
① 法令に基づく景観検討（法又は条例に基づく環境影響評価、土地改良法に基づく環境配慮計画）  
② 国土交通省所管公共事業における景観検討の基本方針（案）  
③ 学識経験者、景観アドバイザー等の専門家によるアドバイス  
④ 要綱等（福島県農村整備環境技術検討会設置要綱、福島県土木部景観審査要綱等）  
⑤ 事業主体による独自の検討  
⑥ その他（ )  
8 添付図書は以下のものを添付して下さい。（変更の場合は、当該図面のうち必要なもの）  
① 位置図  
② 本要領第3条第1項に定める図書（事業主体により景観検討がされている場合は省略可能）  
③ 景観検討した資料（②の資料を省略した場合のみ）

協 議 書

都 第 号  
年 月 日

通知者（国の機関又は地方公共団体）様

福島市長

景観法第16条第5項の規定に基づき 年 月 日付け 第 号で通知のありました行為について審査した結果、景観法第16条第6項の規定に基づき、次のとおり協議します。

通 知 日 ・ 通 知 番 号	年 月 日 第 号
事 業 名	
路 線 名	
行 為 の 場 所	
行 為 の 種 類	
行 為 の 概 要	
審 査 結 果	
協 議 内 容	
備 考	



協議事項措置報告書

第 号  
年 月 日

福島市長

通知者

景観法第16条第6項の規定に基づき 年 月 日付け 第 号で協議のありましたことについて、協議に基づき行う措置は次のとおりとしたので報告します。

協議年 ・協議月 日号	年 月 日 都 第 号
事業名	
路線名	
行為の場所	
行為の種類	
行為の概要	
協議事項	
措置内容	
通知内容に係る 照会先	住所 氏名（名称及び担当者名） 電話番号
備考	

【参考】公共事業等に係る通知の対象となる行為のイメージ（チェックシート）

工事種別	行為の種類		対象となる行為の規模
<input type="checkbox"/> 建築本体	<input type="checkbox"/> 公共建築物(官公署庁舎、学校、病院、図書館、体育館、博物館、記念館、斎場、公衆浴場など)	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の修繕 <input type="checkbox"/> 外観の模様替 <input type="checkbox"/> 外観の色彩の変更	<input type="checkbox"/> 高さ <b>10m</b> 又は建築面積 <b>1,000㎡</b> を超えるもの
<input type="checkbox"/> 外構	<input type="checkbox"/> 擁壁・さく・塀・門	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築	<input type="checkbox"/> 高さ <b>5m</b> を超えるもの
<input type="checkbox"/> 案内板設置 <input type="checkbox"/> 照明灯設置	<input type="checkbox"/> RC柱・金属柱・木柱	<input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転	<input type="checkbox"/> 高さ <b>10m</b> を超えるもの
<input type="checkbox"/> 電気供給施設	<input type="checkbox"/> 線路の支持物	<input type="checkbox"/> 外観の修繕	<input type="checkbox"/> 高さ <b>20m</b> を超えるもの
<input type="checkbox"/> 貯蔵・製造・処理施設 <input type="checkbox"/> 立体駐車場	<input type="checkbox"/> 穀物・飼料 <input type="checkbox"/> プラント <input type="checkbox"/> ごみ・し尿・汚水	<input type="checkbox"/> 外観の模様替 <input type="checkbox"/> 外観の色彩の変更	<input type="checkbox"/> 高さ <b>10m</b> 又は築造面積 <b>1,000㎡</b> を超えるもの
<input type="checkbox"/> 道路 <input type="checkbox"/> 農道 <input type="checkbox"/> 林道	<input type="checkbox"/> 擁壁・さく・塀 <input type="checkbox"/> 防護柵 <input type="checkbox"/> 防雪柵(収納型含む) <input type="checkbox"/> 法枠 <input type="checkbox"/> トンネル坑口	<input type="checkbox"/> 工作物の新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の修繕 <input type="checkbox"/> 外観の模様替 <input type="checkbox"/> 外観の色彩の変更	<input type="checkbox"/> 高さ <b>5m</b> を超えるもの
	<input type="checkbox"/> 交通安全施設(道路標識、案内板など)		<input type="checkbox"/> 高さ <b>10m</b> を超えるもの
	<input type="checkbox"/> 高架道路 <input type="checkbox"/> 歩道橋 <input type="checkbox"/> 橋梁		<input type="checkbox"/> 高さ <b>10m</b> 又は築造面積 <b>1,000㎡</b> を超えるもの
	<input type="checkbox"/> 築堤 <input type="checkbox"/> 法面	<input type="checkbox"/> 土地の形質変更	<input type="checkbox"/> 行為面積 <b>10,000㎡</b> を超えるもの
<input type="checkbox"/> 公園 <input type="checkbox"/> 広場 <input type="checkbox"/> 土地造成	<input type="checkbox"/> 遊戯施設	<input type="checkbox"/> 工作物の新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築	<input type="checkbox"/> 高さ <b>10m</b> 又は築造面積 <b>1,000㎡</b> を超えるもの
	<input type="checkbox"/> 擁壁・さく・塀	<input type="checkbox"/> 移転	<input type="checkbox"/> 高さ <b>5m</b> を超えるもの
	<input type="checkbox"/> 物見塔 <input type="checkbox"/> 風車 <input type="checkbox"/> 彫像・記念碑	<input type="checkbox"/> 外観の修繕 <input type="checkbox"/> 外観の模様替 <input type="checkbox"/> 外観の色彩の変更	<input type="checkbox"/> 高さ <b>10m</b> を超えるもの
	<input type="checkbox"/> 切土・盛土	<input type="checkbox"/> 開発行為 <input type="checkbox"/> 土地の形質変更	<input type="checkbox"/> 行為面積 <b>10,000㎡</b> を超えるもの
<input type="checkbox"/> 砂防 <input type="checkbox"/> 河川 <input type="checkbox"/> ダム	<input type="checkbox"/> 堰堤 <input type="checkbox"/> 築堤 <input type="checkbox"/> 法面	<input type="checkbox"/> 工作物の新設 <input type="checkbox"/> 土地の形質変更	<input type="checkbox"/> 高さ <b>5m</b> を超えるもの <input type="checkbox"/> 行為面積 <b>10,000㎡</b> を超えるもの

上記のうち、次のいずれかに該当する場合

<input type="checkbox"/> 建築物又は工作物の増築若しくは改築	<input type="checkbox"/> 行為に係る部分の建築面積又は築造面積が既存の面積の <b>2割</b> を超えるもの
<input type="checkbox"/> 建築物又は工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	<input type="checkbox"/> 行為に係る部分の見付面積が既存の見付面積の <b>2割</b> を超えるもの

備考

- ※「行為の種類」は、別表第1を参考とし、通知が不要な行為は、別表第2を参考としてください。
- ※外観の修繕とは、既存建築物等の部分に対して、概ね同様の形状・寸法・材料により行われる工事、また、外観の模様替とは、概ね同様の形状・寸法による異なる材料により行われる工事とします。
- ※増築等の場合、対象となる規模の面積は、行為後の面積とします。
- ※代表的なものを掲載しているため、不明な点等があれば下記へお問い合わせ願います。

【事務担当】 福島市都市政策部都市計画課景観係  
☎ 024-535-1111(代表) 内線 4317・4318